

令和8年度次世代につながる農業経営基盤整備事業 募集のお知らせ

町内小規模農家等への農業用機械等の導入支援として、予算の範囲内で補助金を交付します。
令和8年度中に機械等を導入予定で、補助金活用をご希望の方は、受付期間中に申請してください。

1. 補助対象者

以下の(1)または(2)に該当する農業者を対象とします。なお、いずれの場合も認定農業者及び、認定新規就農者は除きます。また、町税等の滞納がある場合は補助金の交付ができません。

- (1) 0.5ha以上の経営耕地面積を有し、地域計画の目標地図に位置付けられており、概ね5年以内に就農する見込みのある後継者が確保できている個人農業者
- (2) 1.0ha以上の経営耕地面積を有する個人農業者または2者以上で組織する農業者の団体

2. 補助対象経費

農業用機械または農業用施設の導入、更新、機能維持に要する経費を対象とします。

- (1) 農業用機械の場合は、トラクター、田植機等、農業経営に必要と認められるもの。
※運搬用トラック、フォークリフト、パソコン等、汎用性の高いものは対象外とします。
- (2) 農業用施設の場合は、農機具収納施設等、農業経営に必要と認められるもの。
※倉庫等、汎用性の高いものは対象外とします。
- (3) 補助金の交付決定を受けた年度内に当該事業が完了するものであること。



3. 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）、上限100万円

4. 申請受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月24日（金）まで（ただし、土日祝を除く）

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

5. 留意事項

- (1) 予算の範囲内で交付決定を行いますので、全体の申請額が予算額を超える場合は、抽選等により採択者を決定する場合があります。
- (2) 交付決定前に導入（契約・購入）された機械等は対象外となりますので、事業の着手は、交付決定日以降に行ってください。
- (3) 令和6、7年度に本事業を活用された方は、今回の申請はできません。

6. 申請方法

補助金等交付申請書及び事業計画書（様式第1-1号）、その他添付書類を下記担当課へ持参または郵送により提出してください。申請書類は、智頭町ホームページからのダウンロードまたは担当課で受け取ってください。

（担当課）智頭町山村再生課

電話：0858-75-3117

住所：〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1